

広島市告示第139号  
令和8年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 寛

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイ・テック	ふれあいデイサービス・広島西	広島市西区草津新町一丁目4番13号吉田ビル101	令和8年3月31日	地域密着型通所介護
有限会社オフィスタカキ	玖島デイサービスもみじ	廿日市市玖島4851番地1	令和8年3月31日	地域密着型通所介護
社会福祉法人正仁会	なごみの郷通所介護事業所	広島市安佐北区落合南町196番1	令和8年3月31日	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
医療法人信愛会	高齢者用福祉施設めぞん大塚	広島市安佐南区大塚西三丁目3番25号	令和8年3月31日	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
有限会社美泉	グループホームよってきんさい矢野	広島市安芸区矢野西五丁目18番30号	令和8年3月31日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人平和会	グループホームさつき	広島市佐伯区五月が丘五丁目2番3号	令和8年3月31日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護